

令和8年度パラスポーツ用具貸出し事業業務委託契約書

埼玉県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、「令和8年度パラスポーツ用具貸出し事業業務」（以下「業務」という。）の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、令和8年度パラスポーツ用具貸出し事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、業務の実施を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第2条 乙は、仕様書に基づき、業務を実施するものとする。

2 乙は、この事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、この契約締結後、速やかに事業実施計画書（別紙様式1）を仕様書に基づき作成し、甲に提出するものとする。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託金額）

第4条 契約金額は、金〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

（監督員）

第5条 甲は、監督員を定めたときは、書面をもって乙に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

（現場責任者）

第6条 乙は、現場責任者を定め、書面をもって甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。ただし、甲が必要ないと認めるときは、この限りでない。

2 現場責任者は、業務の現場に常駐し、業務の履行に関し指揮監督しなければならない。

（状況報告等）

第7条 甲は必要があると認めた時は、乙に対し業務の実施状況について報告を求め、又は必要な調査若しくは指導を行うことができるものとする。

2 乙は、この業務の遂行が困難となった場合には、速やかに甲に報告し、その指示を受けなければならない。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第8条 業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

（検査）

第9条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく事業実績報告書（別紙様式2）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の事業実績報告書を受理したときは、その日から10日以内又は令和9年3月31日までのいずれか早い日までに業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い、甲の検査を受けなければならない。この場合、補正の完了を業務の完了とみなして前2項の定めを適用する。

(委託金額の支払)

第10条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対し、委託料精算払請求書(別紙様式3)により、委託料(次項により概算払を請求しているときはその残額)の支払いを請求するものとする。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、委託料概算払請求書(別紙様式3)により、概算払を請求することができる。

3 甲は、前2項の規定に基づき、適法な請求書を受理した日から30日以内に、乙に委託金額を支払わなければならない。

(委託料の精算)

第11条 乙は、第9条の検査の結果、概算払済みの委託料に残額が生じたときは、甲の指示により、その残額を甲に返納しなければならない。

2 甲は、乙の精算の結果、委託料に不足を生じた場合であっても不足額を支払う義務を負わない。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第13条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定により、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この契約の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙が業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(契約保証金)

第14条 地方自治法施行令第167条の16の規定に基づく契約保証金として、乙は契約金額の100分の1以上を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則第81条第2項各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。

(書類の整備)

第15条 乙は、委託料の経理に当たっては、収支に関する帳簿その他本事業に係る諸記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくものとする。

2 前項の書類については、事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(個人情報保護)

第16条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第17条 この契約に関し、乙(共同企業体の場合にあつては、その構成員)が、次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、この契約の委託金額(この契約締結後、委託金額の変更があつた場合には、変更後の委託金額)の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。)の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(5) この契約に関し、乙(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 乙が前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をした日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(甲の催告による契約の解除)

第 18 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく受託した業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に受託した業務が完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

(甲の催告によらない契約の解除)

第 19 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 12 条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の締結及び履行に当たり、不正の行為をしたとき。
- (3) 履行期間内に受託した業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (4) この契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) この契約の債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) この契約の受託した業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないうでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 乙からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (9) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除することができる。

（乙の損害賠償義務等）

第20条 第18条及び前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

(1) 契約保証金が免除されているとき 乙は、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。

(2) 契約保証金が納付されているとき 当該契約保証金は甲に帰属するものとする。ただし、当該契約保証金の額が委託金額の10分の1に相当する額に満たないときは、乙は、その不足額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。

2 前項の場合において、甲に生じた損害の額が、当該契約保証金及び当該違約金の額を超えるときは、乙は、その超える額を甲の請求に基づき速やかに甲に支払わなければならない。

3 第18条及び前条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

（暴力団員等からの不当な要求の報告）

第21条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

（違約金）

第22条 乙は、契約の履行遅滞があったときは、遅滞日数に応じ第4条に定める金額に年2.5パーセントを乗じて得た額を違約金として甲に納付しなければならない。

2 前項の規定により算出した違約金の総額が100円に満たないときは、当該違約金の納付は要しないものとする。

(事業者調査への協力関係)

第23条 甲が、この契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると認めるときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（甲に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

(不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供)

第24条 乙は、この契約の履行に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「差別解消法」という。）第8条第1項の規定に基づき、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 乙は、この契約の履行に当たり、差別解消法第8条第2項の規定に基づき、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

3 前項の合理的な配慮の提供に当たっては、厚生労働省の「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」及び埼玉県の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を熟知するとともに、その考え方に基づくように努めなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第25条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている通知等は、関係法令に違反しない限りにおいて、電磁的記録を用いて行うことができる。

(定めのない事項等)

第26条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上それぞれ1通を所持する。

令和8年4月1日

甲 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県

埼玉県知事 大野 元裕

住所

乙

代表者氏名

別紙様式 1

令和 8 年度パラスポーツ用具貸出し事業業務実施計画書

第 号
令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

住 所
名 称
代表者氏名

令和 年 月 日付けで契約した令和 8 年度パラスポーツ用具貸出し事業の実施計画を提出します。

別紙様式 2

令和 8 年度パラスポーツ用具貸出し事業実績報告書

第 号
令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

住 所
名 称
代表者氏名

令和 年 月 日付けで契約した令和 8 年度パラスポーツ用具貸出し事業が完了したので、同契約書第 9 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 県費委託金精算調書（別紙 A）
- 2 事業実績調書（別紙 B）

別紙A

令和8年度パラスポーツ用具貸出し事業 県費委託金精算調書

費目	予算額 A	支出済額 B	差引過不足額 (A - B)	支出済額の内訳

※ 「支出済額の内訳」は、謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料等の区分によること。

別紙B

令和8年度パラスポーツ用具貸出し事業実績調書

1 委託事業の実績

2 委託事業の効果

3 添付書類

別紙様式3

委託料（精算・概算）払請求書

金 円也

ただし、令和8年度パラスポーツ用具貸出し事業業務委託金として

委託金額 金 円

請求金額 金 円

上記金額を支払われたく請求します。

令和 年 月 日

(宛名)
埼玉県知事 大野 元裕

住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話
担 当 者

金融機関名	支店名	口座の種類	口座番号	名義人 (フリガナ)